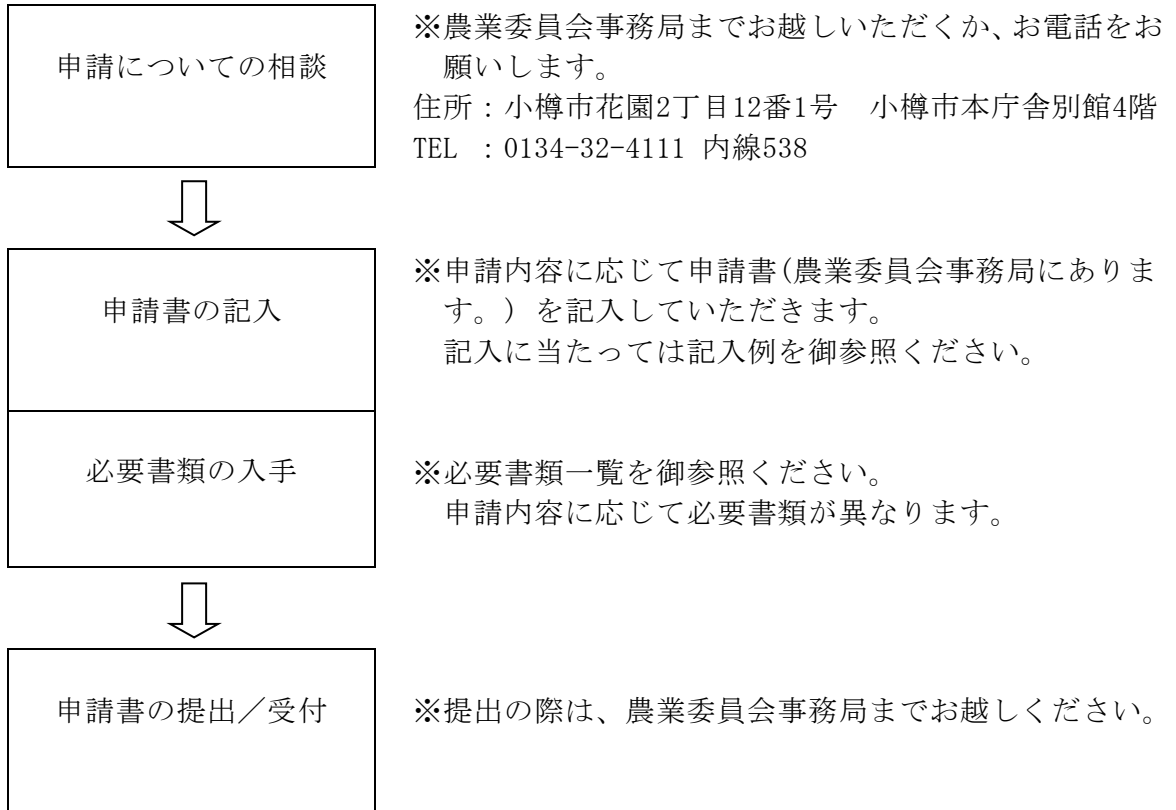


○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 小樽市農業委員会では、皆様からの御相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明しております。申請書の受付（原則毎月15日締切日）から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、御相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。）

